

(事 務 連 絡)
令和6年4月30日

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所
管理者 各位

大和市健康福祉部
介護保険課長

令和6年4月提供分からの介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務にかかる委託料について

日頃から、本市の介護保険事業の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、令和6年4月の介護報酬改定を受けて、地域包括支援センターからの委託に基づき支払われる介護予防プランの「原案作成委託料」については、次のとおりの取り扱いといたしますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 原案作成委託料 88.0% (従前と変更なし)

以上

事務担当：事業者指導係
T E L 046 (260) 5170